

## 技術提案書作成要領

### 1 用語の定義

- (1) 管理技術者 資料4「建築設計業務委託契約書(案)」第15条に規定する管理技術者をいいます。
- (2) 担当主任技術者 管理技術者の中で、各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいいます。なお、各分担業務分野は、建築(意匠)、建築(構造)、電気設備及び機械設備とします。

### 2 業務実施上の条件

- (1) 管理技術者は、青森県建築設計業務委託特記仕様書(案)(資料2)Ⅱ業務仕様 3. 管理技術者等の資格要件(1)管理技術者の要件を満たす必要があります。
- (2) 意匠担当主任技術者は、一級建築士の資格を有する者とします。
- (3) 管理技術者及び意匠担当主任技術者は、別の者とするほか、公共建築設計業務委託共通仕様書(案)(資料3)第1章1. 2用語の定義2.3に規定する協力者(以下、「協力者」という。)であってははいけません。
- (4) 各担当主任技術者は、意匠と構造が同一の者となるなど、重複して構いません。
- (5) 分担業務分野に掲げている業務の一部を再委託する場合には、再委託先の協力者が募集公告2参加資格((1)オを除く。)を満たす必要があります。
- (6) 各担当主任技術者が協力者である場合、青森県建築設計業務委託特記仕様書(案)(資料2)Ⅱ業務仕様3. 管理技術者等の資格要件を満たす必要があります。
- (7) 提出書類に記載した配置予定の技術者は、病休、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。なお、変更する場合には前任者と同等以上の資格及び実績を有する者とします。

### 3 技術提案書の作成

#### (1) 提出書類

様式1から様式8までの片面使用とします。なお、様式に記載されている備考は、提出の際、削除してください。

#### (2) 記入要領及び注意事項

##### ア 共通事項

- (ア) 使用する文字の大きさは11ポイント以上とします。ただし、挿絵などのキャプションやスケッチ内の文字の大きさは11ポイントより小さい文字として構いません。
- (イ) 記載する業務実績は、平成24年6月1日以降に完了した業務を記載してください。
- (ウ) 提案は、文章での表現を原則とし、基本的考え方を簡潔に記述すること。
- (エ) 視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲においてのみ認めるが、具体的な建物の設計又はこれに類する表現、詳細・細部の描き込みや、簡易でない表現を

してはならない。(表現の許容範囲については、別紙1参照。)

(オ) 技術提案の評価にあたっては、文章により表現された内容を評価することが基本であり、文章を補完するイメージ図等の視覚的表現については、見栄えや精度で差をつけて評価することはない。

(カ) 説明文の補足と認められない視覚的表現又はその部分(例えば、イメージ図での表現があるがそれに対応する説明文がない場合)は、評価対象とならない。

(キ) 視覚的表現の表現方法が許容範囲を超えていると判断される場合は、当該評価テーマに係る評価点から、その1/2を減点する。

#### イ 同種業務・類似業務

技術提案書に記載する同種・類似業務とは以下の業務とします。

##### (ア) 同種業務

福祉施設(平成31年国土交通省告示第98号別添2の建築物の類型(以下「告示」という。)第11号)の新增改築の設計業務のうち、その対象規模が2千平方メートル以上のものをいいます。

##### (イ) 類似業務

類似業務は、以下のいずれかに該当するものをいいます。

- i 告示第3号、第10号及び第12号の新增改築又は大規模改修(建築及び設備が含まれるもの)の設計業務のうち、その対象規模が2千平方メートル以上のものをいいます。
- ii 福祉施設(告示第11号)の新增改築又は大規模改修の設計業務のうち、その対象規模が1千平方メートル以上のものをいいます。

#### ウ 様式2

(ア) 資格欄には、担当分野に応じた資格(一級建築士、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士、建築設備士等)を記載するほか、免許証等(保有を示すもの)の写しを添付してください。

(イ) 主な業務実績には、今回の「障害者交流センターねむのき会館(仮称)改築設計業務委託」の業務内容に近い実績として、同種業務、次に類似業務を記載するようにしてください。

#### エ 様式3及び4

(ア) 様式2に記載した業務実績のうち、本業務の内容に近い実績を優先して1件記載するとともに、記載した業務内容を証明する書類(PUBDISの業務カルテ、契約書、雑誌の掲載記事などで明確に携わった技術者氏名と実績の内容等が判断できるものの写し、複合施設等の場合には該当する部分の面積表等)を添付してください。

(イ) 受賞歴があるものについては、受賞名も合わせて記載すること。また、受賞したことを証明する書類(賞状、雑誌の掲載記事などで明確に受賞したことが判断できるものの写し)を添付してください。なお、複数の受賞がある場合は、代表的な賞だけでよい。

#### オ 様式5

本業務を実施するに当たっての「業務の実施方針」、「取組体制」、「設計チームの特徴」、「特に重視する設計上の配慮事項」、「その他の業務実施上の配慮事項」等を、A3版1枚に簡潔

に記載してください。

カ 様式 6

募集公告 3 (4) に掲げる技術提案課題に対する考え方について、A 3 版 2 枚以内で記載してください。

キ 様式 7

業務の一部を再委託する場合に提出してください。

ク 様式 8

新たな分担業務分野を追加する場合に提出してください。

#### 4 技術提案書の提出

##### (1) 提出部数

ア 正本 1 部 様式 1 から 8 まで、副本 5 部 様式 2 から 6 まで

イ 様式 2～6 については、正本のみ裏面に、住所、参加者名及び代表者職・氏名を記載の上、代表者印を押印してください。

ウ 実績等を証明する資料は、正本 1 部のみに添付してください。

エ 提出に当たっては、各部ごとに、左側に 2 穴（国際規格（ISO 838）に準じる。）をあけた上、紐で綴るものとします。

##### (2) その他

ア 要求する内容を逸脱した技術提案書を提出した場合は、失格となることがあります。

イ 提出した資料の追加、差替え及び再提出は認めません。また、返却も行いません。

## (別紙1) 技術提案における視覚的表現の許容範囲

### 1 視覚的表現の基本的な考え方

プロポーザル方式は、「設計案」ではなく、技術提案を評価し、「ひと」を選ぶものであり、技術提案書の提出者は、設計対象に対する発想・解決方法等の評価テーマに対する考え方を、文章にて明確に表現することが基本であるが、提案にあたり視覚的表現による補足が適切と考えられる内容については、その内容を表すのに相応しい適切なイメージ図等による表現を認める。

### 2 視覚的表現の許容範囲

次に掲げる視覚的表現は許容しない。

- ① 具体的な建物の設計又はこれに類する表現
- ② 詳細・細部の描き込みや、簡易でない表現

#### 【許容しない表現の例】

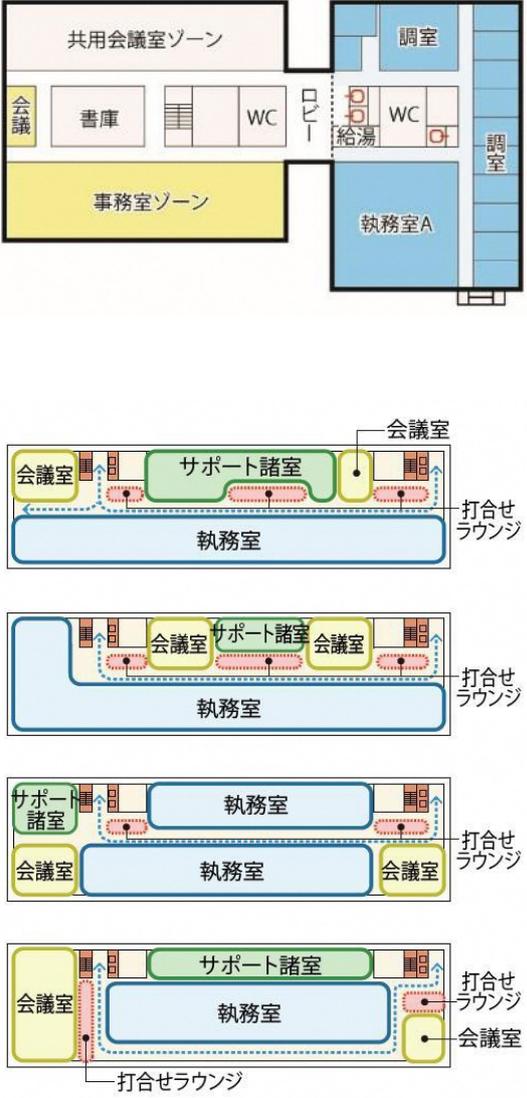
- ・ 具体的な設計図、模型（模型写真を含む。）、精巧・精密な透視図等
- ・ 大半の室の位置・形状（細部にわたる部屋割り）、柱の位置や扉の開き勝手等が具体的に表現された平面イメージ
- ・ 高度なレンダリングによる仕上げ材の質感やサッシの割付けの表現
- ・ 仕上げ材、家具、造作、設備機器等の詳細な形状、具体の寸法等の表現

ただし、①既存の建築物等の写真の使用、②増築、改修等の場合における当該建築物の既存図面を使用した表現、③導入するシステム、工法等のイメージを示すための限定的な詳細スケッチの使用は許容する。

なお、上記の許容しない表現に抵触しない範囲で、CAD、CG、BIM等のコンピュータによるツールを使用した表現及びカラーを用いた表現を許容する。

### 3 許容される表現と許容されない表現の具体例

#### (1) 平面イメージ図

許容される表現の例	許容されない表現の例
 <p>(注：ゾーン等の形状を表現するにあたり、角を丸くして表現しなくてもよい。)</p>	
<p>建物内の人の動線や室の位置関係・ゾーニングの考え方などについての説明文を補足するための平面イメージ図。必要な範囲で建物の形状、建物内の機能別のゾーンや交通部分（階段及びエレベーターを含む。）の位置・形状が表現されていてよい。また、説明文を補足するために必要となる範囲で、一部の具体的な室が表現されていてよい。</p>	<p>大半の室の位置・形状（細部にわたる部屋割り）、柱の位置や扉の開き勝手等が具体的に表現されたもの。</p>

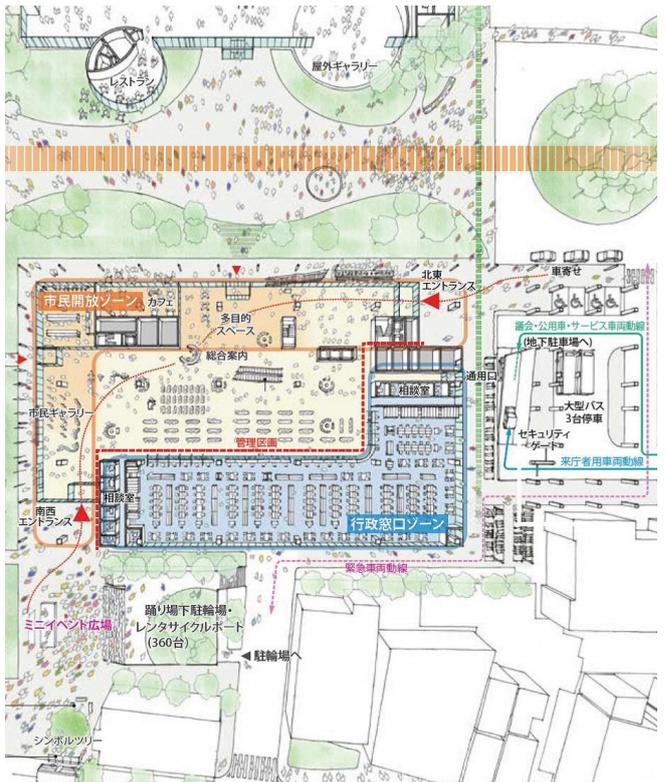
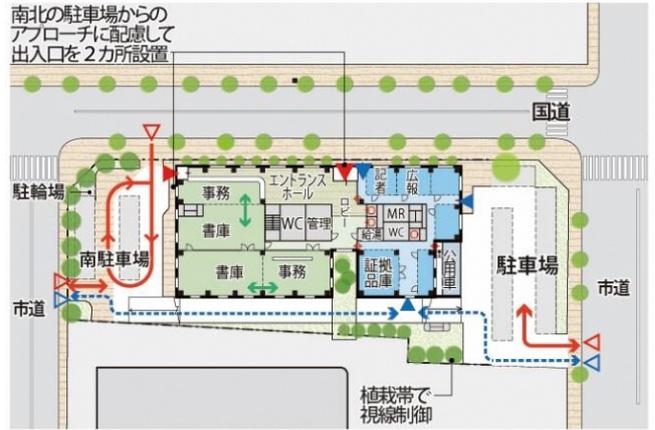
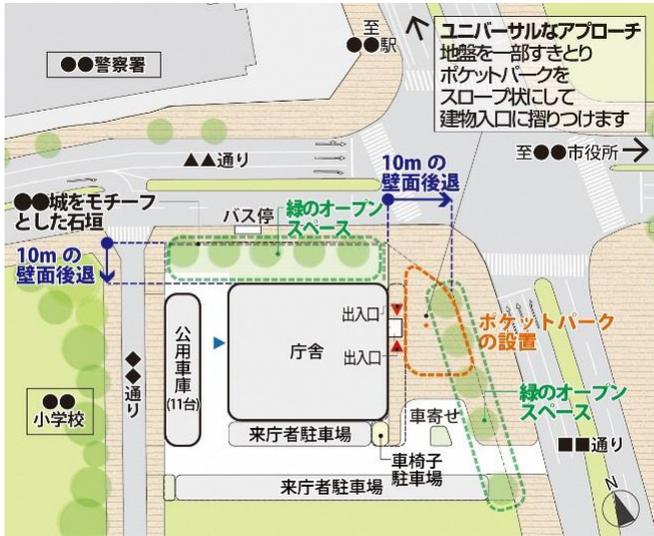
(2) 外観（立面・鳥瞰）イメージ図

許容される表現の例	許容されない表現の例
	
<p>景観への配慮、街並みとの調和等、建物の外観に係る要素が評価テーマとされる場合、建物や、建物と周辺環境との関係の考え方などについての説明文を補足するための外観イメージ図。建物の配置やボリュームが表現されていてよい。簡易なファサードの表現がされていてもよい。</p>	<p>簡易でないファサードの表現。例えば、高度なレンダリングによる仕上げ材の質感やサッシの割付けの表現。</p>

(3) 配置イメージ図

許容される表現の例

許容されない表現の例



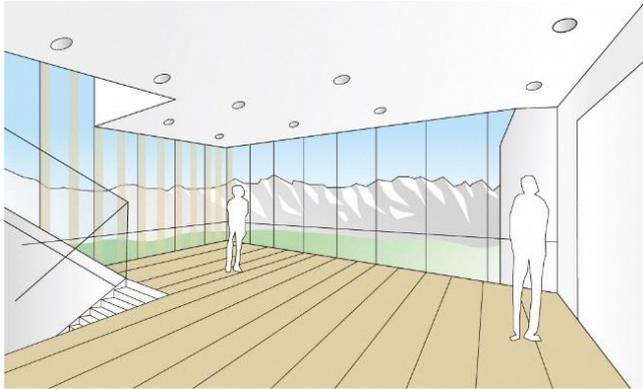
(注：ゾーン等の形状を表現するにあたり、角を丸くして表現しなくてもよい。)

敷地内の人や車の動線や建物の配置・ゾーニングの考え方などについての説明文を補足するための配置イメージ図。一定の尺度で建物の形状が表現されていてよい。周辺地域が表現されていてよい。

建物部分の表現が「平面イメージ図」の許容されない表現に該当するもの。屋根材、舗装材等の細部が描き込まれたもの。

(4) 内観イメージ図

許容される表現の例



室内空間の考え方についての説明文を補足するための内観イメージ図。内部空間の形状が表現されていてよいが、描き込みは簡易な表現とする。

許容されない表現の例



仕上げ材や家具・調度品の素材の質感、細部の形状等、詳細が描き込まれた、描き込みが簡易でない表現。